（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「八・八二五」を「八・三一三」に、「七・八二七」を「七・八三六」に、「七・三六七」を「七・三七六」に、「六・九三一」を「六・九三九」に、「六・五一七」を「六・五二五」に、「六・一二六」を「六・一三三」に、「五・七五四」を「五・七六一」に、「五・四〇二」を「五・四〇八」に、「五・〇六八」を「五・〇七四」に、「四・七五二」を「四・七六二」に、「四・四五七」を「四・四六七」に、「四・一六八」を「四・一七三」に、「三・八九八」を「三・九〇三」に、「三・六四三」を「三・六五三」に、「三・四〇一」を「三・四〇五」に、「三・一七六」を「三・一八六」に、「二・九五四」を「二・九六四」に、「二・七四八」を「二・七五二」に、「二・五五三」を「二・五六三」に、「二・三六七」を「二・三七一」に、「二・一九二」を「二・一九六」に、「一・八二五」を「一・八三五」に、「一・二〇五」を「一・二一五」に、「一・一九六」を「一・二〇〇」に、「一・一四〇」を「一・一四四」に、「一・〇七一」を「一・〇七五」に、「一・〇四五」を「一・〇五五」に、「一・〇二五」を「一・〇三五」に、「一・〇一六」を「一・〇二六」に、「〇・九九三」を「〇・一〇三」に、「〇・八六九」を「〇・八七九」に、「〇・七七一」を「〇・七八一」に、「〇・六八〇」を「〇・六九〇」に、「〇・五九一」を「〇・六〇一」に、「〇・五〇八」を「〇・五一八」に、「〇・四三〇」を「〇・四四〇」に、「〇・三五五」を「〇・三六五」に、「〇・二〇六」を「〇・二一六」に、「〇・一四二」を「〇・一五二」に、「〇・一二六」を「〇・一三六」に、「〇・一〇七」を「〇・一一七」に、「〇・〇八八」を「〇・〇九八」に、「〇・〇七一」を「〇・〇八一」に、「〇・〇五七」を「〇・〇六七」に、「〇・〇四四」を「〇・〇五四」に、「〇・〇一五」を「〇・〇二五」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇一六」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇一五」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇一四」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇一二」に改め、同表に次のように加える。

令和元年度	〇・〇〇一

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「一・二七〇九〇」を「一・二六六三四〇」に、「一・二七と」を「一・二六五四五五と」に、「一・二六」を「一・二五四五五」に、「一・二五〇九〇九」を「一・二四六三六四」に、「一・二四五五五」を「一・二四〇九〇九」に、「一・二四と」を「一・二三五四五五と」に、「一・二一五四五五」を「一・二一〇九〇九」に、「一・二〇六三六四」を「一・二〇一八一八」に、「七十二万二千九百円」を「七十二万二百四十円」に改め、同条第五項中「一・〇〇〇九二一」を「〇・九九七二三七」に、「〇・九九九〇七八」を「〇・九九五四〇〇」に改める。

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号イ中「四・一五三」を「四・一三六」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。附則第三条において「北朝鮮拉致被害者支援法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・八二五」を「八・八三五」に、「八・三一三」を「八・三二三」に、「七・八二七」を「七・八三六」に、「七・三六七」を「七・三七六」に、「六・九三一」を「六・九三九」に、「六・五一七」を「六・五二五」に、「六・一二六」を「六・一三三」に、「五・四〇二」を「五・四〇八」に、「五・〇六八」を「五・〇七四」に、「四・七五二」を「四・七六二」に、「四・四五七」を「四・四六七」に、「四・一六八」を「四・一七三」に、「三・八九八」を「三・九〇三」に、「三・六四三」を「三・六五三」に、「三・四〇一」を「三・四〇五」に、「三・一七六」を「三・一八六」に、「二・九五四」を「二・九六四」に、「二・七四八」を「二・七五二」に、「二・五五三」を「二・五六三」に、「二・三六七」を「二・三七一」に、「二・一九二」を「二・一九六」に、「一・八二五」を「一・八三五」に、「一・二〇五」を「一・二一五」に、「一・一九六」を「一・二〇〇」に、「一・一四〇」を「一・一四四」に、「一・〇七一」を「一・〇七五」に、「一・〇四五」を「一・〇五五」に、「一・〇二五」を「一・〇三五」に、「一・〇一六」を「一・〇二六」に、「〇・九九三」を「〇・一〇三」に、「〇・八六九」を「〇・八七九」に、「〇・七七一」を「〇・七八一」に、「〇・六八〇」を「〇・六九〇」に、「〇・五九一」を「〇・六〇一」に、「〇・五〇八」を「〇・五一八」に、「〇・四三〇」を「〇・四四〇」に、「〇・三五五」を「〇・三六五」に、「〇・二〇六」を「〇・二一六」に、「〇・一四二」を「〇・一五二」に、「〇・一二六」を「〇・一三六」に、「〇・一〇七」を「〇・一一七」に、「〇・〇八八」を「〇・〇九八」に、「〇・〇七一」を「〇・〇八一」に、「〇・〇五七」を「〇・〇六七」に、「〇・〇四四」を「〇・〇五四」に、「〇・〇一五」を「〇・〇二五」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇一六」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇一五」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇一四」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇一二」に改め、同表に次のように加える。

令和元年度	〇・〇〇一

別表第二に次のように加える。

平成二十九年度	〇・〇二〇

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第八条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二（見出しを含む。）中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条の表中「〇・九七二」を「〇・九六八」に、「〇・九七五」を「〇・九七一」に、「〇・九七九」を「〇・九七五」に、「〇・九八二」を「〇・九七八」に改める。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第九条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条中「令和三年度」を「令和四年度」に、「一・〇〇〇」を「〇・九九六」に改める。

第二条の見出し中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に改め、同条第一項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「〇・九七七」を「〇・九七六」に改め、同条第二項中「令和四年度」を「令和五年度」に、「〇・九七六」を「〇・九七二」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

第六条の見出し中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条第一項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「一・〇〇一」を「〇・九九七」に、「〇・九九九」を「〇・九九五」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九〇四